児童福祉法による指定居宅支援事業者の児童居宅生活支援

事業を行う事業所の名称及び所在地変更の届出.....

事業の廃止の届出.....

同

:

Ŧi.

児童福祉法による指定居宅支援事業者の児童居宅生活支援

居宅支援事業の廃止の届出...... 知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の知的障害者

同

<u>.</u>

껃

居宅支援事業を行う事業所の名称及び所在地変更の届出...

同

껃

同

 $\equiv$ 

知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の知的障害者 居宅生活支援事業の廃止の届出...... 身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の身体障害者

右

同

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示.

対県

: :

Ŧi. Ħ.

平成十七年 (金曜日)

							_
目	次						
告	示						
軽油引取税に	軽油引取税に係る特約業者の指定	<del>(</del> 税	務	課	÷	_	
軽油引取税に	軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し		同	_	÷	=	
救急病院の廃	救急病院の廃止	(医	(医療薬務課	課)	÷	=	
救急病院及び	救急病院及び救急診療所の設置		同		÷	=	
介護保険法に	介護保険法による居宅サービス事業者の指定	( 保高	険 険 福	課祉	÷	三	
身体障害者福	身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の身体障害者	-					
居宅生活支援	居宅生活支援事業を行う事業所の名称及び所在地変更の届						

右	右	右	右	右	右	右	
同	同	同	同	同	同	同	

第二千四百八十五号 右 右 右 右 建設業者の許可の取消し..... 同 同

整備事務所土

÷

:

(整備事務所)

土地改良区の定款変更の認可......

(農村整備課)

示

右

同

整鰺備ケ

整十 備和

同 同

: ÷ :

:

青森県告示第四百七十一号

(障害福祉課) ...

≕.

則第六十一号)第十四条の二第二項前段の規定により告示する。 行った旨の通知があったので、青森県県税条例施行規則 (昭和三十四年五月青森県規 地方税法 (昭和二十五年法律第二百二十六号) 第七百条の六の四第二項の規定によ 山梨県知事及び沖縄県知事から次の者につき軽油引取税に係る特約業者の指定を

平成十七年六月三日

同

:

껃

青森県知事 Ξ 村 申 吾

有限会社佐藤石油	氏名又は名称
佐藤学	氏代 表者 名の
山梨県上野原市四方津九六九	の所在地主たる事務所又は事業所
三平 · 成 四	年指 月 日定

有限会社くぬぎ石油

功刀

照

雄

山梨県甲斐市万才一

三八の三

"

相模礦油株式会社

相原

章

東京都板橋区徳丸一の三の

<del>-</del>

<del>三</del>

ツバメ石油株式会社

笹野

昇

東京都新宿区市谷船河原町八

ī

갤

<u>=</u>

浪岡町立病院

南津軽郡浪岡町大字浪岡字平野一八〇

や店有限会社福田はかり

商店有限会社越川平治郎

千葉県食糧株式会社

商事 株式会社ホクチュー

氏名又は名称

中谷製油株式会社

中谷

稔

目九の一四 大阪府大阪市生野区巽南五丁

"

商会イル坂タイヤ

村

治秀

町字矢ケ野九二岐阜県益田郡小坂町大字小坂

1 **≓ ≡** 

#### 株式会社JA沖縄 運 天 新 の沖 :縄県名護市字振慶名二〇〇

÷

땔

팯

会社 二宝物流株式

奥野

進

丁一三の四大阪府堺市松屋大和川

通り

"

株式会社山陽宇佐美

宇佐美

史郎

兵庫県相生市那波野三九〇の

F

꺶

## 青森県告示第四百七十二号

り告示する。 規則 (昭和三十四年五月青森県規則第六十一号) 第十四条の二第二項後段の規定によ 兵庫県知事、 ıΣ に係る特約業者の指定の取消しを行った旨の通知があったので、青森県県税条例施行 地方税法 (昭和二十五年法律第二百二十六号) 第七百条の六の四第九項の規定によ 北海道知事、千葉県知事、 和歌山県知事、 広島県知事及び長崎県知事から次の者につき軽油引取税 東京都知事、 山梨県知事、 岐阜県知事、 大阪府知事、

株式会社
本の大学である。

豊田

昌輝

七八の一 広島県廿日市市佐方宮ノ上九

合資会社升金商会

松尾

豪彦

長崎県島原市湊新地町四日

 $\overline{\circ}$ 

子三三

紀伊燃料有限会社

籔野

富也

和歌山県有田郡湯浅町

— 四 三

ī

**≓ ≡** 

水崎石油株式会社

水崎

雅夫

の五八和歌山市小松原通三

콧

**∔** <u>=</u>

#### 平成十七年六月三日

青森県知事
Ξ
村
申
五

次の医療機関の開設者から救急業務に関し協力する旨の申出の撤回があったことに なくなったので、同令第二条第二項の規定により告示す |等を定める省令 (昭和三十九年厚生省令第八号) 第一条

称	
所	
<del>/-</del>	青森県知事
在	Ξ
	村
地	申
	吾

# 青森県告示第四百七十四号

ıΣ より告示する。 救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定によ 次のとおり救急病院及び救急診療所を認定したので、 同令第二条第一項の規定に

平成十七年六月三日

事
Ξ
村
申
吾

青森県告示第四百七十三号

福田	越川	宍倉	後藤	氏代 表
雄治	汎之	平八郎	光男	者 名の
千葉県鴨川市前原一八二	千葉県八日市場市八七〇二	千葉県千葉市中央区本千葉町	丁目一八北海道足寄郡足寄町南七条一	の所在地主たる事務所又は事業所
"		-   -	平 ・ ・ ・ ・ デ ・ デ	年指 月 日 消
名		平成十七年六月三日	° -	第一頁こ見宜する效急病完でより、 同医療機関は救急病院
称			<u> </u>	完病で院

青森県知事 Ξ 村 申 吾

島 外科 胃腸 腸	青森市立浪岡	名
科翔医会院北	病院	称
の 六 市 堤町	平青 野森 一市	所
町二丁目一	八〇 大字浪岡字	在
Ξ	闷字	地
"	平成二〇年六月二日	認定の有効期限
救急診療所	救急病院	の救急 別急病院、 所

## 青森県告示第四百七十五号

より公示する。 のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第四十一条第一項本文の規定により、 同法第七十八条第一号の規定に 次

平成十七年六月三日

青森県知事  $\equiv$ 村 申

指定居宅サー 名又 ビス事業者 又は住になる事 所地務 種ビ居宅サ 類の「 名 行居 宅サー 称 事る業が 所 在 所を 地 年指 月1日定

青森県告示第四百七十六号

幸会 祖法人吉

ノ字町三 平七大戸 六日字郡 〇市田田 上子子

活型痴

護同対 生応

みグろし

のプルト

 $\Delta$ 字町三

の市子

中平

・一代表

亖

は名 氏称

名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、 定により公示する 身体障害者福祉法 (昭和二十四年法律第二百八十三号) 第十七条の二十の規定によ 次のとおり指定居宅支援事業者から身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の 同法第十七条の二十三第二号の規

青森県告示第四百七十七号

身体障害者福祉法

(昭和二十四年法律第1

|百八十三号)

第十七条の二十の規定によ

次の指定居宅支援事業者から身体障害者居宅生活支援事業を廃止した旨の届出が

同法第十七条の二十三第二号の規定により公示する。

平成十七年六月三日

青森県知 事 Ξ 村 申

吾

平成十七年六月三日

あっ IJ

たので、

吾

変更後 変更前 変更後 祉村法社 協社人会 議会南福 会福鄉祉 五字区八 の阿大戸 二庄字市 内島南

事居祉村法社 業宅協社人会 所介議会南福 護会福郷祉

森フケ株 営青ア式 業森ラ会 所青イ社

三青の森

五常市町町

守郷

等 事 業 所 護

五字区八 の阿大戸 二庄字市 内島南

·守郷

所護者身祉村法社 等居体協社人会 事宅障議会南福 業介害会福郷祉

フケ株 青ア式 森ラ会 イ社 会法社 人会 拓福 三青 の森 五市 卸 町 等居 事宅 業 護

変更前

二字大五 の懸字所 一樋水川 二尾市

心祉

変更後

所の所在地 主たる事務 ビス事業 援者身 の居体 種宅障 類支害 援事業を行う事業所身体障害者居宅生活

倶リ五 楽八所 部ビ川 リ原 名 称 所

変更前

二字大五 の懸字所 三樋水川 在 野原 地 尾市

尾市 <del>-</del>平 成四位

二字大五 の懸字所 一樋水川 二野原

所森フケ株 東青ア式 営森ラ会 業青イ社

指定居宅支援事業者

专

年変 月 日更

X

分

名

称

青森県知事
=
村
申
吾

変更前

フケ株 青ア式 森ラ会 イ社

> 三青 の五市 卸町

> 等居 事宅介護

> 三青 の五市 町町

所森フケ株 東青ア式 営森ラ会 業青イ社

森フケ株 営青ア式 業森ラ会 所青イ社

	4 1 1 1		
振青会 興森社会福祉法 福祉法人	会福祉協議会社 祖田湖町法 会社	名称	指定居宅
- - の一三 林	一 奥瀬字中平六 中 平 六 字	所の所在地 主たる事務	支援事業者
等居 事宅 業 護	等 事 業 護	援者の居種類	G体 三障
シ 問身 身 身 い で は に に に に に に に に に に に に に	所居官在 会福祉協調 会福祉協調 事会 社会福祉法人	名称	事業を行う事
渡向七三の一	ー 奥瀬字中平六 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	所 在 地	事業所 古宅生活支援
"	<b>三平</b>	年月日	廃 止

## 青森県告示第四百七十八号

公示する。 所在地を変更した旨の届出があったので、同法第十五条の二十三第二号の規定により次のとおり指定居宅支援事業者から知的障害者居宅支援事業を行う事業所の名称及び知的障害者福祉法 (昭和三十五年法律第三十七号) 第十五条の二十の規定により、

#### 平成十七年六月三日

青森県知事
Ξ
村
申

吾

変更後	<u> </u>		
会注 り 打 心	去社 人会 石福 ひ祉	名称	指定居宅
二字 の懸 一樋 二	所の所在地 ・	支援事業者	
ビ ス 事 業	援者知 の居宅障 種支害		
倶リ五 楽八所 部ビ川 リ原		名称	事知 業的 を 行害
二字大五 の懸字所 一樋水川 二尾市	の懸字所   の懸字所 一樋水川   三樋水川 二野原   二野原		う事業所 者居宅支援
<b>□平</b> •成 □		年月日	变 更

## 青森県告示第四百七十九号

変更後

で、同法第十五条の二十三第二号の規定により公示する。 次の指定居宅支援事業者から知的障害者居宅支援事業を廃止した旨の届出があったの知的障害者福祉法 (昭和三十五年法律第三十七号) 第十五条の二十の規定により、

### 平成十七年六月三日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

会福祉協議会 福祉協議社 会福祉法人	名称	指定居宅支
一 奥瀬 神和 田市 大字	所の所在 地 地	又援事業者
等居 事宅 業介 護	援者的 種宅障 類支害	
所居会福祉 会福祉田湖 護議 事会 業 会 社 和田湖 道 議 職 業 会 社 社 、 大 は は は は は は は は は は ま く る る る る る る る る る る る る る る る る る る	名称	を行う事業に知りです。
一奥十 の瀬和 八字田	所在	所居 宅 支援
中市 平大 六字	地	事業
〒平 ・成 三 三	年廃 月 日止	

### 青森県告示第四百八十号

示する。地を変更した旨の届出があったので、同法第二十一条の二十三第二号の規定により公地を変更した旨の届出があったので、同法第二十一条の二十三第二号の規定により、のとおり指定居宅支援事業者から児童居宅生活支援事業を行う事業所の名称及び所在「児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の二十の規定により、次

#### 平成十七年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

変更後 変更前 X 分 組農十 合業和 協田 同市 名 指定居宅支援事業者 称 の十十 二三和 八番田 町市 四西 所の所在地 主たる事務 類支児 援童 の居宅 等居 事宅介護 なンスム田 J 「 イへ市 A きシルホ十 ずョプ I 和 名 事業を行う事業所 称 一十 番和 所 五 五 番和 町田 町田 在 六市の東 六市 の東 地 <del>| 下</del>平 | 三 | 六 年変 月 日更

青森県告示第四百八十一号

同法第二十一条の二十三第二号の規定により公示する 児童福祉法 指定居宅支援事業者から児童居宅生活支援事業を廃止した旨の届出があったので、 (昭和二十二年法律第百六十四号) 第二十一条の二十の規定により、 次

平成十七年六月三日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

会福和田湖湖湖 指 名 定 居 議町法 会社人 称 宅 支 一 奥瀬字中 中 平六 字 援 所主 元の所在地工たる事務 事 業 者 類支児 援産 の種宅 等 事 業 介 護 所居会十社 宅福和田 介祉田福 護協 事議 業会社人 行う事業所児童居宅生活支援事業を 名 称 一 奥瀬字中 中 平六 字 所 在 地 一平 一成 年廃 月 日止 三. 三.

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

同令第十一条の規定により次のとおり公示する。 第三百七十二号) 第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、 (平成七年政令 同令第十一条の規定により次のとおり公示する。 第三百七十二号) 第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成七年政令

平成十七年六月三日

特定役務の名称及び数量

平成十七年度県境不法投棄産業廃棄物の収集運搬・処分 (焼却・ 溶接) 業務一式

青森県知事

Ξ

村

申

吾

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県環境生活部県境再生対策室

契約の方法

青森市長島一丁目一の

Ξ

般競争入札

契約の相手方を決定した日

兀

平成十七年四月一日

契約の相手方の名称及び住 所

県境再生共同企業体

五

青森市大字戸門字山部二八の八

六 契約金額

トン当たり三万二千八百円

七 契約の相手方を決定した手続

方としたものである。 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手

平成十七年二月九日 入札の公告を行った日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令

平成十七年六月三日

五

青森県知事 Ξ 村 申 吾

特定役務の名称及び数量

平成十七年度県境不法投棄産業廃棄物の収集運搬・処分 (焼却・焼成) 業務一式

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県環境生活部県境再生対策室

青森市長島一丁目一の一

契約の方法

Ξ

般競争入札

契約の相手方を決定した日

兀

平成十七年四月一日

契約の相手方の名称及び住所 八戸セメント県境再生共同企業体

八戸市大字新井田字下鷹待場七の一

六 契約金額

報

トン当たり三万二百九十二円

県

七

森

契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手

方としたものである。

青

八

入札の公告を行った日 平成十七年二月九日

土地改良区の定款変更の認可

平土地改良区の定款の変更を平成十七年五月二十五日認可したので、同条第三項の規 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第三十条第二項の規定により、 荒屋

平成十七年六月三日

定により公告する。

青森県知事

Ξ

村

申

吾

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第三十条第二項の規定により、

川土地改良区の定款の変更を平成十七年五月二十七日認可したので、同条第三項の規 定により公告する。

平成十七年六月三日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成十七年六月三日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

商号又は名称 株式会社丸恵三上建設

 $\equiv$ 代表者の氏名 三上 恵

Ξ 主たる営業所の所在地 青森市浪岡大字下十川字扇田三の二

兀 許可番号 青森県知事許可 (特 一二) 第五七六六号

取消年月日 平成十七年五月十五日

五

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

IJ

確認された。このことが、 平成十七年四月十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ 建設業法第二十九条第 一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成十七年六月三日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

土場 商号又は名称 カマタ橋梁技建

鎌田

Ξ 主たる営業所の所在地 青森市浪岡大字本郷字松元三一の五

六 五 四 許可番号 青森県知事許可 般 四 第二〇〇一四五号

取消年月日 平成十七年五月十七日

取消しに係る建設業の許可 鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可

取消しの原因となった事実

七

確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 平成十七年三月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成十七年六月三日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

商号又は名称 ささはら建築・設計

氏名 笹原 信昭

主たる営業所の所在地 東津軽郡平内町大字小湊字後萢二二の八

許可番号 青森県知事許可 般 一三) 第一一五二一号

兀

 $\equiv$ 

六 五

取消年月日 平成十七年五月二十四日

取消しに係る建設業の許可

大工工事業に係る一般建設業の許可

取消しの原因となった事実

七

より確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 平成十七年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出に

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり 同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年六月三日

商号又は名称 エムケー

青森県知事

Ξ

村

申

吾

=白川

主たる営業所の所在地 南津軽郡碇ケ関村大字碇ケ関字船岡三六の

許可番号 青森県知事許可 · 般 一三)第二〇〇〇四四号

兀 Ξ

五

取消年月日 平成十七年五月二十日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七

取消しの原因となった事実 平成十七年四月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出に

より確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成十七年六月三日

青森県知事 Ξ

村

申

吾

杉村建設工業株式会社

=代表者の氏名 杉村 陽太郎

商号又は名称

Ξ 主たる営業所の所在地 八戸市松ケ丘一九の三〇

許可番号 青森県知事許可 (特 一二) 第七七四二号

兀

五

取消年月日 平成十七年五月十九日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、石、鋼構造物、 は装、 しゅんせつ、塗装、 水道施設工事業に

係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

より確認された。このことが、 平成十七年四月二十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、 建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 届出に

建設業者の許可の取消し

六

(

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

平成十七年六月三日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

商号又は名称 株式会社青森県工務店組合事務センター

代表者の氏名 小枝 省二

Ξ 主たる営業所の所在地 八戸市石堂二丁目二四の二二

許可番号 青森県知事許可 (般 一二) 第一一一〇八号

兀

五 取消年月日 平成十七年五月十九日

取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

取消しの原因となった事実

1) 確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 平成十七年五月十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ

建設業者の許可の取消し

森

青

県

報

七

建設業者の許可を取り消したので、 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、 同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 次のとおり

平成十七年六月三日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

商号又は名称 **辻本建設株式会社** 

代表者の氏名 辻本 文恵

主たる営業所の所在地(八戸市類家五丁目三八の二〇

兀 許可番号 青森県知事許可 (般 \_ 四 第七五四号

五 取消年月日 平成十七年五月十九日

取消しに係る建設業の許可

造園工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十七年五月二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、 届出により

同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年六月三日

建設業者の許可を取り消したので、

建設業者の許可の取消し

建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

青森県知事

Ξ

村

申

吾

商号又は名称 **辻本建設株式会社** 

代表者の氏名 辻本 文恵

主たる営業所の所在地 八戸市類家五丁目三八の二〇

Ξ =

兀

許可番号 青森県知事許可 (特 一四) 第七五四号

五 取消年月日 平成十七年五月十九日

六

取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 平成十七年五月二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、 次のとおり

平成十七年六月三日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

商号又は名称 有限会社北照工業

=代表者の氏名 文子

主たる営業所の所在地
ハ戸市下長四丁目一九のニニ

Ξ

兀

許可番号 青森県知事許可 (般 一五) 第一六五一〇号

五 取消年月日 平成十七年五月二十日

六 建築、 取消しに係る建設業の許可 大工、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

規定に該当する。 ことが、 平成十七年三月三十一日前記建設業者が合併又は破産以外の事由により解散した 届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり 同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年六月三日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

商号又は名称 程川電気工事株式会社

代表者の氏名 程川 竜児

主たる営業所の所在地 十和田市大字三本木字西金崎四三六の二

兀 許可番号 青森県知事許可 (般 一六) 第四二九三号

五 取消年月日 平成十七年五月十日

取消しに係る建設業の許可

六

電気通信工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十七年四月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ

建設業者の許可の取消し

IJ

確認された。このことが、

建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可を取り消したので、 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり 同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年六月三日

青森県知事  $\equiv$ 村 申

吾

商号又は名称 株式会社リペア

代表者の氏名 伊 藤

Ξ 主たる営業所の所在地 上北郡六ケ所村大字泊字川原七五の二六九

兀 許可番号 青森県知事許可 般 一三)第五〇〇〇三四号

五 取消年月日 平成十七年五月二十五日

六 取消しに係る建設業の許可

は装、 しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

取消しの原因となった事実

七

より確認された。このことが、 平成十七年二月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出に 建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成十七年六月三日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

商号又は名称 西部住宅

氏名

吉田

孝次

主たる営業所の所在地 西津軽郡鰺ケ沢町大字舞戸町字北禿四

許可番号 青森県知事許可 般 | | | | 第| 五〇| | | | 号

兀 Ξ \_

五

取消年月日 平成十七年五月十二日

六 取消しに係る建設業の許可

屋根工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

より確認された。このことが、 平成十七年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出に 建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目一番七七号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円一銭 毎週月・水・金曜日発行

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)